

総 括 事 項

1 本互助会を組織する市町一部事務組合等の数

区 分	市	町	一部事務組合	関係団体	計
所属所の数	8	9	21	3	41

2 会員数の推計

(単位：人)

区 分		令和4年度末実績A	令和5年度末見込B	令和6年度末推計C	B－A	C－B
会 員	市 町 村 共 済 会 員	16,456	16,514	16,522	58	8
	学 校 共 済 会 員	2,141	2,127	2,129	△ 14	2
	そ の 他 の 会 員	4	4	3	0	△ 1
	合 計	18,601	18,645	18,654	44	9

3 役員及び評議員の数

(単位：人)

理事長	副理事長	理事	監事	評議員	計
1	1	6	2	6	16

4 給付事業に係る負担金及び掛金の額（月額）

(単位：円)

区 分	令和4年度A	令和5年度見込B	令和6年度推計C	B－A	C－B
負担金	1,000	1,000	1,000	0	0
掛 金	1,000	1,000	1,000	0	0

5 会計の種類

- (1) 一般会計（住民福祉に関する事業の取引）
- (2) 厚生事業会計（地方自治の振興に寄与する事業及び団体保険に関する事業の取引）
- (3) 給付事業負担金会計（健康増進に関する給付事業の取引）
- (4) 給付事業掛金会計（会員相互扶助に関する給付事業及び会員の福利厚生に関する給付事業並びにその他会員の福利厚生に必要な事業の取引）
- (5) 法人会計（管理業務その他の互助会運営全般に関する取引）

事 業 計 画 概 要

1 地方自治の振興に寄与する事業

県下市町の広報活動支援事業その他の地方自治の振興に寄与する事業を行う。

市町振興協力費

市町の振興に協力することを目的とした伝統工芸・特産品などを普及するイベントの開催や各市町の紹介並びに特産品の展示・販売、ポスター・写真等の貼付などを「ホテルマリソールさぬき」に委託し行う事業。

2 住民福祉の向上に資する事業

地方行政の円滑かつ効率的な運営に寄与し、住民福祉の向上に資する事業を行う。

市町の住民に対する貸出用図書購入費用の一部助成

県下市町の住民に対する貸出用図書購入費用の一部助成として、人口比率等により算出した額を県下市町に助成する。

3 香川縣市町村職員等の福利厚生に関する事業

(1) 団体保険に関する事業

死亡や病気、ケガ、介護など、もしものときに備え、会員とその家族を守る生活保障の保険を取り扱う。

① 共済あんしん保険（生命保険）

ア 対象者 市町村共済会員、配偶者、子ども（被扶養者に限る。）

イ 保険期間 1年

ウ 保険料 月払、半年払 ※生命保険料控除対象

エ 保障内容 死亡又は高度障害（死亡・高度障害保険金）

② 共済あんしん保険NEXT（生命保険）

ア 対象者 市町村共済会員、配偶者

イ 保険期間 1年

ウ 保険料 月払 ※生命保険料控除対象

エ 保障内容 死亡又は高度障害（死亡・高度障害保険金）

障害状態のとき（障害初期給付金（障害年金1級・2級）、傷害保険金（障害年金1級））

③ メディカルケアNEXT（生命保険）

ア 対象者 市町村共済会員、配偶者、子ども（被扶養者に限る。）

イ 保険期間 1年

ウ 保険料 月払 ※生命保険料控除対象

エ 保障内容 病気・ケガで1日以上入院をしたとき（入院支援給付金）

入院を伴わない手術や放射線治療を受けたとき（外来手術給付金、外来放射線治療給付金）

先進医療による療養を受けたとき（先進医療給付金）

④ 医療保障保険（生命保険）

ア 対象者 市町村共済会員、配偶者、子ども（被扶養者に限る。）

イ 保険期間 1年

ウ 保険料 月払 ※生命保険料控除対象

エ 保障内容 病気・ケガで継続して2日以上入院をしたとき（入院給付金）

⑤ 就業不能サポート

ア 対象者 非常勤職員等（注1）を除く市町村共済会員

（注1）非常勤職員等とは会計年度任用職員、定年前再任用職員及び暫定再任用職員をいう

事 業 計 画 概 要

- イ 保険期間 1年
- ウ 保険料 月払 ※介護医療保険料控除対象
- エ 保障内容 病気・ケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき（毎月の支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回）  
 所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき（毎月の支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回）

⑥ 積立年金プラン（拠出型企業年金保険、生命保険）

	一般型	個年型
加入資格	申込日現在、健康で正常に就業している満18歳以上63歳（定年の段階的な引上げに該当する方は、定年年齢から2歳を減じた年齢）未満（2月1日現在）の会計年度任用職員を除く市町村共済会員	
概要	申込から払込完了（定年退職月）までの期間中、月払・ボーナス払・一時積増により積立を行い、払込完了後に年金又は一時金を受取することを目的とした制度です。	
税法上の取扱いについて	一般型のご加入者が払い込んだ掛金は一般の生命保険料控除の対象となります。 個年型のご加入者が払い込んだ掛金は個人年金保険料控除の対象となります（ただし、他の個人年金保険料控除がない場合）。（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2） 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。	

※現在、この保険の新規募集は行っていない。

⑦ 三大成人病サポート（生命保険）

- ア 対象者 市町村共済会員、配偶者
- イ 保険期間 1年
- ウ 保険料 月払 ※生命保険料控除対象
- エ 保障内容 所定のがんと診断確定されたとき又は急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき（特定疾病保険金）  
 死亡・所定の高度障害のとき（死亡・高度障害保険金）

⑧ 退職後継続プラン（新型）（生命保険）

- ア 対象者 市町村共済会員、配偶者
- イ 保険期間 70歳満了（退職後も保険年齢70歳まで継続可能）
- ウ 保険料 月払 ※生命保険料控除対象
- エ 保障内容 死亡・所定の高度障害のとき（死亡・高度障害保険金）

⑨ リビングリスク保障プラン（損害保険）

- ア 対象者 市町村共済会員、配偶者、子ども（被扶養者に限る。）
- イ 保険期間 1年
- ウ 保険料 月払
- エ 補償内容 障害の治療を目的として、医師の指示に基づき入院・手術・通院をしたとき（入院保険金・手術保険金・通院保険金）  
 被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携帯しているときに、偶発的な事故によって損害が発生したとき（携行品損害保険金）  
 被保険者が日常生活において、偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったとき（賠償責任保険）  
 被保険者が日本国内でレンタル業者より賃借（期間6カ月以内）したものについて、損壊又は盗取されてしまったことにより、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負ったとき（レンタル用品賠償責任保険金）

事 業 計 画 概 要

被保険者・被保険者の配偶者又は被保険者の1親等以内親族が死亡又は入院したことにより、被保険者が予約していたサービスをキャンセルし、キャンセル費用を負担したとき（キャンセル費用保険金）

⑩ 短期休職サポート／長期休職サポート（損害保険）

- ア 対象者 非常勤職員等（注1）を除く市町村共済会員  
（注1）非常勤職員等とは会計年度任用職員、定年前再任用職員及び暫定再任用職員をいう
- イ 保険期間 1年
- ウ 保険料 月払 ※介護医療保険料控除対象
- エ 保障内容 短期休職サポート  
保険期間中に身体障害を被り、その直接の結果として所定の就労不能が保険期間中に開始し、免責期間（7日）を超えて継続したとき  
長期休職サポート  
保険期間中に身体障害を被り、その直接の結果として所定の就労不能が保険期間中に開始し、免責期間（372日）を超えて継続したとき

⑪ 訴訟費用保険

- ア 対象者 市町村长、特別職、地方公務員でない方及び非常勤職員等（注1）を除く市町村共済会員  
（注1）非常勤職員等とは会計年度任用職員、定年前再任用職員及び暫定再任用職員をいう
- イ 保険期間 1年
- ウ 保険料 月払
- エ 補償内容 地方公共団体の職員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に住民訴訟又は被保険者に対する民事訴訟がなされたことにより、被保険者が損害を被った場合（争訟費用保険金・損害賠償金）  
急激かつ偶然な外来の事故による障害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡・後遺障害が生じた場合（死亡・後遺障害保険金）

⑫ 団体傷害保険（普通傷害保険・家族傷害保険・傷害総合保険）

- ア 加入対象者 会員 ※被保険者として、ご家族（配偶者、子、父母、兄弟姉妹及び同居の家族）の方も加入対象
- イ 保険期間 3月1日午後4時から1年間
- ウ 保険料の支払 12回分割払 ※非常勤職員等（注1）は年1回一括払（口座引去り）  
（注1）非常勤職員等とは会計年度任用職員、定年前再任用職員及び暫定再任用職員をいう
- エ 補償の概要 日本国内・国外を問わず、ケガによる入院・通院などを補償  
日常生活における賠償事故も、家族全員補償  
死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、介護保険金、被害事故補償保険金、個人賠償責任補償

⑬ 新・団体医療保険（医療保障基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険）

- ア 加入対象者 会員 ※被保険者として、ご家族（配偶者、子、父母、兄弟姉妹及び同居の家族）の方も加入対象
- イ 保険期間 3月1日午後4時から1年間
- ウ 保険料の支払 12回分割払 ※非常勤職員等（注1）は年1回一括払（口座引去り）  
（注1）非常勤職員等とは会計年度任用職員、定年前再任用職員及び暫定再任用職員をいう
- エ 補償の概要 【疾病】疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病退院後通院保険金  
【障害】傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金、介護一時金、個人賠償責任補償

事 業 計 画 概 要

⑭ ゴルファー保険

- ア 加入対象者 会員 ※被保険者として、ご家族（配偶者、子、父母、兄弟姉妹及び同居の家族）の方も加入対象
- イ 保険期間 3月1日午後4時から1年間
- ウ 保険料の支払 年1回払、高松市のみ12回分割 ※非常勤職員等（注1）は年1回一括払（口座引去り）  
(注1) 非常勤職員等とは会計年度任用職員、定年前再任用職員及び暫定再任用職員をいう
- エ 補償の概要 第三者に対する賠償責任補償、ゴルファー自身の傷害、ゴルフ用品の損損、ホールインワン・アルバトロス費用

⑮ 所得補償保険

- ア 加入対象者 会員 ※被保険者として、ご家族（配偶者、子、父母、兄弟姉妹及び同居の家族）の方も加入対象
- イ 保険期間 3月1日午後4時から1年間
- ウ 保険料の支払 12回分割払 ※非常勤職員等（注1）は年1回一括払（口座引去り）  
(注1) 非常勤職員等とは会計年度任用職員、定年前再任用職員及び暫定再任用職員をいう
- エ 補償の概要 日本国内・国外を問わず、病気やケガによって就業不能となったとき（入院や医師の指示により自宅療養をしている間）の所得を補償

(2) 健康増進に関する給付事業

健康維持・増進に資する給付事業を行う。

給付等の名称	支 給 要 件	給 付 額 等
人間ドック等受検費用助成	<p>会員のうち事業年度の初日（4月1日）において34歳以上である者（人間ドック対象者）が次のいずれかの検査を受けたときは、その検査費用の一部を助成する。</p> <p>① 香川縣市町村職員共済組合人間ドック等利用規則に定める人間ドック等検査</p> <p>② 公立学校共済組合香川支部人間ドック実施要綱に定める検査</p> <p>③ ①又は②に定める検査に相当する検査</p> <p>助成方法は、会員が検査を受けたときの窓口での支払いを検査費用（オプション検査を除く。）の1割とし、残りの9割を、本互助会、香川縣市町村職員共済組合又は公立学校共済組合香川県支部が検査機関に支払う仕組みである。</p> <p>また、人間ドック対象者が、事業年度の初日において会員でない場合や抽選漏れ等により、前記①～③のいずれかの検査を全額自己負担で受検したときは、会員からの請求に基づき、その検査費用の3割を会員に助成する。</p>	検査費用の3割
インフルエンザ予防接種費用助成	<p>所属所長が、毎年10月1日から翌年1月31日までの間において、会員に対してインフルエンザ予防接種を実施したときは、その費用の一部を所属所に助成する。</p>	会員1人当たり1回を限度とし、1,700円助成
家庭用常備薬等の斡旋・助成	<p>会員に対して家庭用常備薬等を斡旋し、その購入費用の一部を助成する。</p>	会員1人当たり1回を限度とし、1,500円助成

事 業 計 画 概 要

(3) 会員相互扶助に関する給付事業

会員の相互扶助として、冠婚葬祭等の慶弔に関する給付や育児介護を支援する給付等を行う。

給付等の名称	支給要件	給付額等
入学祝金	事業年度の初日(4月1日)において会員である者のうち、当該会員である者の子が、当該事業年度において学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)に入学したときは、当該会員に入学祝金を給付する。	10,000円
義務教育修了祝金	事業年度の3月1日において会員である者のうち、当該会員である者の子が、当該事業年度において学校教育法第1条に規定する中学校(義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)を卒業したときは、当該会員に義務教育修了祝金を給付する。	10,000円
結婚祝金	会員が婚姻(自治体が定める同姓パートナーシップ制度による証明書が交付されたものを含む。)したときは、当該会員に結婚祝金を給付する。	50,000円
銀婚祝金	会員が婚姻した日を起算日とし、婚姻関係が起算日から継続して25年を経過する日に達したときは、当該会員に銀婚祝金を給付する。	50,000円
介護休暇補助金	会員が法令又は条令、規則その他所属所が定める例規に基づく介護休業又は介護休暇の承認を受けたときは、当該会員に介護休暇補助金を給付する。	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態を単位として 50,000円
育児休業補助金	会員が法令又は条令、規則その他所属所が定める例規に基づく育児休業の承認を受けたときは、当該会員に育児休業補助金を給付する。	会員が承認を受ける育児休業に係る子を単位として 30,000円
リフレッシュ支援金	会員が満35歳、満45歳又は満55歳に到達したときは、当該会員にリフレッシュ支援金を給付する。	30,000円
健康保健器具購入助成金	会員が満50歳に到達したときは、当該会員に健康保健器具購入助成金を給付する。	5,000円
出産祝金	会員又はその配偶者が出産(死産の場合は除く。)したときは、当該会員に出産祝金を給付する。	生まれた子1人につき 30,000円
交通災害見舞金	会員が、交通事故を直接の原因として次にいずれかに該当する場合は、次項の規定による受取人に交通事故見舞金を給付する。 ①死亡したとき ②身体障害の状態となったとき ③入院又は通院したとき 交通事故見舞金の額は、本互助会が保険契約した内容に基づき給付する。	死亡の場合 100万円 身体障害の場合 1級100万円から14級4万円まで 入院の場合 180日を限度として 5日目から1日2,000円 通院の場合 90日を限度として1日1,000円
死亡一時金・配偶者死亡一時金	会員又は会員の配偶者が死亡したときは、当該会員であった者又は当該会員の配偶者であった者(以下「死亡した会員等」という。)の遺族に死亡一時金又は配偶者死亡一時金を給付する。 ただし、会員の配偶者が会員である場合は、死亡一時金を支給し、配偶者死亡一時金は支給しない。	100,000円

事 業 計 画 概 要

(4) 会員の福利厚生に関する給付事業

会員の福祉の増進として、宿泊・温浴施設の利用やスポーツ観戦に対する助成などを行う。

給付等の名称	支 給 要 件	給 付 額 等
宿泊施設利用助成	会員又は会員の被扶養者（香川縣市町村職員共済組合、公立学校共済組合香川支部又は健康保険法第4条に規定する健康保険の保険者が被扶養者と認定している者をいう。）が、公務出張以外で本互助会が指定する施設に宿泊したときは、その利用料金の一部を助成する。	一事業年度において、会員一人当たり15回（当該会員の被扶養者分を含む。）を限度とし、1人1泊につき1,750円
レクリエーション助成	<p>会員又はその会員の家族（3親等内の親族をいう。）が、指定施設等（本互助会が指定する施設、試合その他イベントを含む。）を利用、観戦又は参加したときは、その料金の一部を助成する。</p> <p>その利用方法は、本互助会又は指定施設等が発行する助成券等（助成券、利用券その他割引券をいう。）を指定施設等に提出し、助成券等に記載された額（その額が利用、観戦又は参加料金を超える場合は、その料金の額）を利用、観戦又は参加料金から差し引く。</p>	<p>① 日帰り入浴助成券 800円の入浴助成券を7枚と300円の入浴料助成券5枚を配付</p> <p>② スポーツ観戦入場料助成券 1,000円の入場料助成券8枚を配付</p> <p>③ 東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券 東京ディズニーランド又は東京ディズニーシーのパークチケット購入時にパークチケット料金から2,000円を差し引く形で利用（一事業年度において会員一人当たり2枚まで利用可。）</p>

(5) その他会員の福利厚生に必要な事業

その他、各種セミナーを実施するほか、割引料金により利用できるよう福利厚生施設等と契約しています。

給付等の名称	給 付 等 要 件
ライフアップ支援	会員およびその家族の生活向上に役立つセミナー（結婚支援の交流会やテーブルマナー研修会など）を実施する。
福利厚生施設等との提携	会員証を提示することで、入浴等施設、テーマパーク、旅行代理店、結婚情報サービス又は葬祭施設を割引料金で利用できる。

4 会計単位

事 業 の 種 類	会 計 の 名 称	
住民福祉の向上に資する事業	一般会計	
地方自治の振興に寄与する事業	厚生事業会計	
団体生命に関する事業		
健康増進に関する給付事業		給付事業負担金会計
香川縣市町村職員等の福利厚生に関する事業		会員の相互扶助に関する給付事業
		会員の福利厚生に関する給付事業
	その他会員の福利厚生に必要な事業	
管理業務その他の互助会運営全般に関すること	法人会計	

# 正味財産増減予算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度決算見込み	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
掛金収入	(223,956)	(223,848)	(108)	
掛金収入	223,956	223,848	108	
負担金収入	(223,956)	(223,848)	(108)	
負担金収入	223,956	223,848	108	
保険手数料	(13,860)	(13,599)	(261)	
保険手数料	13,860	13,599	261	
雑収入	(3,169)	(2,847)	(322)	
雑収入	3,169	2,847	322	
利息及び配当金	(0)	(1)	(△ 1)	
利息及び配当金	0	1	△ 1	
指定正味財産からの振替額	(0)	(0)	(0)	
指定正味財産からの振替額	0	0	0	
<b>経常収益計</b>	<b>464,941</b>	<b>464,143</b>	<b>798</b>	
(2) 経常費用				
<b>事業費</b>	<b>(414,415)</b>	<b>(370,647)</b>	<b>(43,768)</b>	
市町振興協力費	3,000	3,000	0	
市町の貸出用図書購入費用の一部助成	5,000	5,000	0	
人間ドック等受検費用助成	178,360	173,450	4,910	
インフルエンザ予防接種費用助成	9,282	1,175	8,107	
家庭用常備薬等の斡旋・助成	20,737	2,489	18,248	
入学祝金	6,800	6,150	650	
義務教育修了祝金	7,020	6,860	160	
結婚祝金	16,800	15,850	950	
銀婚祝金	8,350	7,350	1,000	
介護休暇補助金	1,500	1,000	500	
育児休業補助金	12,990	12,000	990	
リフレッシュ支援金	38,970	39,000	△ 30	
健康保健器具購入助成金	2,820	2,380	440	
出産祝金	17,640	16,650	990	
交通災害見舞金	19,944	19,891	53	
死亡一時金・配偶者死亡一時金	2,500	2,200	300	
宿泊施設利用助成	12,618	9,100	3,518	
レクリエーション助成	48,584	45,871	2,713	
ライフアップ支援	1,500	1,231	269	



科 目	当年度	前年度決算見込み	増 減	備 考
<b>事業管理費</b>	(57,136)	(48,966)	(8,170)	
職員給与	20,914	18,366	2,548	
厚生費	48	37	11	
法定福利費	3,723	3,283	440	
旅費	1,100	458	642	
事務費	6,162	3,953	2,209	
委託費	5,781	5,502	279	
燃料費	60	26	34	
修繕費	120	203	△ 83	
賃借料	8,095	7,216	879	
保険料	110	110	0	
普及費	2,503	4,834	△ 2,331	
諸謝金	115	115	0	
食糧費	31	11	20	
負担金	277	187	90	
租税公課	194	527	△ 333	
消費税	849	775	74	
雑費	143	93	50	
減価償却費	112	75	37	
開発償却費	6,799	3,195	3,604	
<b>経常費用計</b>	<b>471,551</b>	<b>419,613</b>	<b>51,938</b>	
<b>当期経常増減額</b>	<b>△ 6,610</b>	<b>44,530</b>	<b>△ 51,140</b>	
<b>2. 経常外増減の部</b>				
(1) 経常外費用	0	0	0	
(2) 経常外収益	0	0	0	
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>他会計振替額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>△ 6,610</b>	<b>44,530</b>	<b>△ 51,140</b>	
<b>一般正味財産期首残高</b>	<b>211,928</b>	<b>167,398</b>	<b>44,530</b>	
<b>一般正味財産期末残高</b>	<b>205,318</b>	<b>211,928</b>	<b>△ 6,610</b>	
<b>II 指定正味財産増減の部</b>				
一般正味財産への振替額	0	0	0	
<b>当期指定正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>指定正味財産期首残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>指定正味財産期末残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>205,318</b>	<b>211,928</b>	<b>△ 6,610</b>	

# 正味財産増減予算書内訳表

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	実施事業等 会計	その他事業会計				法人会計	内部 取引 消去	合計
	一般会計	厚生事業 会計	給付事業 負担金会計	給付事業 掛金会計	小計			
<b>I 一般正味財産増減の部</b>								
<b>1. 経常増減の部</b>								
<b>(1) 経常収益</b>								
掛金収入	(0)	(0)	(0)	(223,956)	(223,956)	(0)	(0)	(223,956)
掛金収入	0	0	0	223,956	223,956	0	0	223,956
負担金収入	(0)	(0)	(223,956)	(0)	(223,956)	(0)	(0)	(223,956)
負担金収入	0	0	223,956	0	223,956	0	0	223,956
保険手数料	(0)	(13,860)	(0)	(0)	(13,860)	(0)	(0)	(13,860)
保険手数料	0	13,860	0	0	13,860	0	0	13,860
雑収入	(50)	(3,119)	(0)	(0)	(3,119)	(0)	(0)	(3,169)
雑収入	50	3,119	0	0	3,119	0	0	3,169
利息及び配当金	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
利息及び配当金	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産からの振替額	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
指定正味財産からの振替額	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>経常収益計</b>	<b>50</b>	<b>16,979</b>	<b>223,956</b>	<b>223,956</b>	<b>464,891</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>464,941</b>
<b>(2) 経常費用</b>								
<b>事業費</b>	<b>(5,000)</b>	<b>(3,000)</b>	<b>(208,379)</b>	<b>(198,036)</b>	<b>(409,415)</b>	<b>(0)</b>	<b>(0)</b>	<b>(414,415)</b>
市町振興協力費	0	3,000	0	0	3,000	0	0	3,000
市町の貸出用図書購入費用の一部助成	5,000	0	0	0	0	0	0	5,000
人間ドック等受検費用助成	0	0	178,360	0	178,360	0	0	178,360
インフルエンザ予防接種費用助成	0	0	9,282	0	9,282	0	0	9,282
家庭用常備薬等の斡旋・助成	0	0	20,737	0	20,737	0	0	20,737
入学祝金	0	0	0	6,800	6,800	0	0	6,800
義務教育修了祝金	0	0	0	7,020	7,020	0	0	7,020
結婚祝金	0	0	0	16,800	16,800	0	0	16,800
銀婚祝金	0	0	0	8,350	8,350	0	0	8,350
介護休暇補助金	0	0	0	1,500	1,500	0	0	1,500
育児休業補助金	0	0	0	12,990	12,990	0	0	12,990
リフレッシュ支援金	0	0	0	38,970	38,970	0	0	38,970
健康保健器具購入助成金	0	0	0	2,820	2,820	0	0	2,820
出産祝金	0	0	0	17,640	17,640	0	0	17,640
交通災害見舞金	0	0	0	19,944	19,944	0	0	19,944
死亡一時金・配偶者死亡一時金	0	0	0	2,500	2,500	0	0	2,500
宿泊施設利用助成	0	0	0	12,618	12,618	0	0	12,618
レクリエーション助成	0	0	0	48,584	48,584	0	0	48,584
ライフアップ支援	0	0	0	1,500	1,500	0	0	1,500

科 目	実施事業等 会計	その他事業会計				法人会計	内部 取引 消去	合計
	一般会計	厚生事業 会計	給付事業 負担金会計	給付事業 掛金会計	小計			
<b>事業管理費</b>	(0)	(13,955)	(42,793)	(0)	(56,748)	(388)	(0)	(57,136)
職員給与	0	5,229	15,685	0	20,914	0	0	20,914
厚生費	0	12	36	0	48	0	0	48
法定福利費	0	931	2,792	0	3,723	0	0	3,723
旅費	0	268	804	0	1,072	28	0	1,100
事務費	0	2,098	3,894	0	5,992	170	0	6,162
委託費	0	1,445	4,336	0	5,781	0	0	5,781
燃料費	0	15	45	0	60	0	0	60
修繕費	0	30	90	0	120	0	0	120
賃借料	0	2,024	6,071	0	8,095	0	0	8,095
保険料	0	0	0	0	0	110	0	110
普及費	0	626	1,877	0	2,503	0	0	2,503
諸謝金	0	29	86	0	115	0	0	115
食糧費	0	8	23	0	31	0	0	31
負担金	0	69	208	0	277	0	0	277
租税公課	0	194	0	0	194	0	0	194
消費税	0	849	0	0	849	0	0	849
雑費	0	16	47	0	63	80	0	143
減価償却費	0	112	0	0	112	0	0	112
開発償却費	0	0	6,799	0	6,799	0	0	6,799
<b>経常費用計</b>	<b>5,000</b>	<b>16,955</b>	<b>251,172</b>	<b>198,036</b>	<b>466,163</b>	<b>388</b>	<b>0</b>	<b>471,551</b>
評価損益等調整前経常増減額	△ 4,950	24	△ 27,216	25,920	△ 1,272	△ 388	0	△ 6,610
当期経常増減額	△ 4,950	24	△ 27,216	25,920	△ 1,272	△ 388	0	△ 6,610
<b>2. 経常外増減の部</b>								
(1) 経常外費用	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	△ 97	△ 291	0	△ 388	388		0
当期一般正味財産増減額	△ 4,950	△ 73	△ 27,507	25,920	△ 1,660	0	0	△ 6,610
一般正味財産期首残高	8,143	24,459	30,290	149,036	203,785	0		211,928
一般正味財産期末残高	3,193	24,386	2,783	174,956	202,125	0	0	205,318
<b>II 指定正味財産増減の部</b>								
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>3,193</b>	<b>24,386</b>	<b>2,783</b>	<b>174,956</b>	<b>202,125</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>205,318</b>